議案第８３号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の料金等に関する条例（令和７年小田原市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品選定療養費の項中「４分の１」を「２分の１」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

令和８年度診療報酬改定により、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費の算定方法が変更されたことに伴い、小田原市病院事業における長期収載品選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。